

令和2年度から後期高齢者医療の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっており、令和2年度から保険料率が変更されます。所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置についても、変更されます。改定後の保険料率に基づく保険料額は、令和2年7月中旬頃に通知する予定です。

後期高齢者医療保険料の内訳

保険料額 = 均等割額 + 所得割額 (所得×所得割率)
(100円未満切捨て)

均等割額 → 県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です
所得割額 → 加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です

● 保険料率が変わります

令和元年度まで		令和2年度から	
均等割額	39,710円	均等割額	43,100円
所得割率	8.07%	所得割率	8.38%

● 均等割額の軽減措置 (軽減割合も変更されます)

世帯主および被保険者の総所得金額等が 下記の基準を超えない世帯	令和元年度まで		令和2年度から	
	軽減割合	均等割額	軽減割合	均等割額
基礎控除額 (330,000円)	8.5割	5,956円	7.75割	9,697円
被保険者全員が年金収入80万円以下で、 その他各所得がない場合	8割	7,942円	7割	12,930円
基礎控除額 (330,000円) +285,000円 (※) × 被保険者の数	5割	19,855円	5割	21,550円
基礎控除額 (330,000円) +520,000円 (※) × 被保険者の数	2割	31,768円	2割	34,480円
後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者 であった方 (制度加入後2年間のみ適用)	5割	19,855円	5割	21,550円

※…軽減基準額が令和2年度から見直され、5割軽減の加算額は280,000円から285,000円に、2割軽減の加算額は510,000円から520,000円になります。

● 保険料の賦課限度額が変わります

保険料の賦課限度額は令和元年度まで62万円でしたが、令和2年度から64万円になります。

保険料率の算定について

2年ごとに改定される保険料率は、「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。市町村では、広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書をみなさまに送付しています。

今回の保険料率改定では、医療費の増加や健診費用の助成を行う高齢者保健事業の拡大などの要因により、みなさまに納めていただく保険料を引き上げることになりました。算定の経緯については、広域連合のホームページで紹介していますのでご参照ください。また、保険料率改定に関する疑問・質問は、広域連合で受け付けています。

■ 問合せ先：秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎018-853-7155
総務課 ☎018-838-0610
ホームページ：http://www.akita-kouiki.jp/

各種補助制度についてのお知らせ

～ 町では頑張る企業・個人を応援します ～



● 八峰町雇用創出支援事業 (法人・個人)

対象

新規事業開始 (創業) に取り組み、町民1名以上を常用雇用して行われる事業

対象経費・補助率・限度額

・雇用奨励費 常用労働者 (65歳未満の町民) の賃金…1名 30万円 (3名まで) 2年間
・創業支援費 創業に要する初期費用
…対象経費の1/2 上限100万円

※令和2年度より対象事業、雇用奨励費などが変更となっております。

NEW

● 八峰町地域資源活用商品開発等支援補助金 (法人・個人)

対象

地域資源 (地場産品) を活用した新商品の開発、既存商品改良、宣伝・販路開拓

対象経費・補助率・限度額

試作材料費、パッケージデザイン費、外注費等、看板、のぼり等販促グッズ作成費、展示会等参加費 (ブース代・旅費等)
…対象経費の 1/2 上限10万円

NEW

● 八峰町生産性向上等支援補助金 (法人・個人)

対象

生産性を向上させる設備・機械の導入

対象経費・補助率・限度額

(1) 新分野参入・新商品生産のための設備・機械
…対象経費の 30% 上限100万円
(2) 生産性向上のための設備・機械
…対象経費の 15% 上限30万円

※いずれも単価10万円以上で、対象経費30万円以上の事業

ほかに八峰町農林水産業・商工業人材育成事業補助金 (研修費の補助) があります。

詳細につきましては、町ホームページに掲載いたしますのでご覧ください。また、ご不明の点は産業振興課までお問合せください。

■ 問合せ先 産業振興課 商工水産係 (☎76-4605)

● 八峰町起業チャレンジ応援事業 (個人)

対象

新たに起業する個人事業主 (開業から2年以内)、または新分野で事業を開始する個人事業主

対象経費・補助率・限度額

減価償却資産 (機械器具類・事業用建物・改築費等) ※乗用車 (3・5ナンバー) は対象外。
…減価償却費として計上した金額に耐用年数に応じた係数を乗じた額 上限50万円×3年

その他

白神八峰商工会の指導を受け、事業計画書を作成する必要があります。

※令和2年度より係数が改正され、補助率がアップされます。

● 八峰町資格取得支援事業 (個人・事業所)

対象

八峰町に住所を有する65歳未満の方、従業員等の資格取得にかかる費用を負担した事業所

対象経費・補助率・限度額

国家資格・検定等 (普通自動車免許は除く) 資格取得に必須となる講習等の受講料、受験料、登録料
…対象経費の1/2 上限10万円 (個人)、上限20万円 (事業所)

今年度より、結果的に取得できなかった場合も対象とします。(同一資格2回まで)

● 八峰町地域産業活性化専門家招へい事業補助金 (グループ・団体)

(1) 講演会事業

対象

八峰町に拠点を有し、3社以上の企業または個人事業者等で構成するグループおよび団体。

対象経費・補助率・限度額

講演会・セミナーの実施、講師謝金、旅費 (交通費・宿泊費) 等…対象経費の10/10 上限10万円

(2) 専門家派遣事業

対象

八峰町に拠点を有し、2社以上の企業または個人事業者等で構成するグループおよび団体。

対象経費・補助率・限度額

課題解決に向けた専門家による診断や助言等の集中的支援を受ける事業、講師謝金、旅費 (交通費・宿泊費) …対象経費の10/10 上限10万円